

平成25年上尾市議会9月定例会
市政に対する一般質問 答弁要旨

(教育関連部分抜粋)

目 次

〔平成25年9月6日(金曜日)〕

●田中 元三郎 議員 1

1 上尾市の安心安全な街づくりについて【学校教育部長答弁】

(1) 小中学生の携帯電話の使用について

- ・学校現場では子どもの携帯電話の所持を把握しているか
- ・家庭に対してどのように使用ルールを決めさせているか
- ・学校への携帯を認めているのか

(2) 自転車搭乗時のヘルメット着用推進について

- ・上尾市内の児童生徒で通学に自転車を利用している子どもの数
- ・通学時のヘルメット着用

●箕輪 登 議員 2

1 小泉地区安全・安心な街づくり【学校教育部長答弁】

(1) 学校教育について

- ・学校規模の適正基準について
- ・学校規模の違いによるメリット、デメリットについて
- ・「公共施設マネジメント計画」にも照らし合わせた、将来的な適正規模や市内適正配置について
- ・小泉地区の通学区について、早急に取組むべきとの意見があるが、今後の方向性

2 スポーツ推進について **【教育総務部長答弁】**

(1) スポーツ推進計画について

(2) スポーツコミッションについて

●秋山 もえ 議員 4

1 児童が主人公となりいきいきと過ごせる学校の教育環境整備を【学校教育部長答弁】

(1) エアコンを導入した目的。特別教室へのエアコン設置の見通し

(2) 夏休みの5日間削減について、今年1月の定例の教育委員会において、非公開(教育課程についての協議)で協議されたのはなぜか

(3) 就学援助へ新設3項目を入れていく見通し。生保基準の1.3倍の出し方に「教育扶助」を入れることについての考え。生保基準引き下げに連動して就学援助の基準引き下げないで堅持するか

(4) 県が推進している「教育に関する3つの達成目標」。その中の「規律ある態度」について、県はどのような目標値を掲げているか

(5) いじめを解決していく上で、少人数学級や先生の定員を増やしていくことが重要であるという認識は

[平成25年9月9日(月曜日)]

●深山 孝 議員 8

1 図書館行政について **【教育総務部長答弁】**

- (1) 電子書籍の閲覧について
・上尾市での電子書籍に対する見解を伺いたい
- (2) 図書館の利用者ニーズ分析と書籍の充実について
・228,000人を有する上尾市の図書館には何が必要か具体的に伺いたい。(利用者ニーズ分析から新図書館像について)
・書籍の充実と定期購読誌の雑誌スポンサーと予算の推移、市民からの書籍の寄贈について

●前島 るり 議員 10

1 障がいのある子どもたちが地域の小・中学校で学べる環境を **【学校教育部長答弁】**

- (1) 小学校特別支援学級の現状について
- (2) 中学校特別支援学級の現状について
- (3) 特別支援学級の増設について
- (4) 通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒の支援について(教育センター)
- (5) 就学相談における早期対応と関係機関との連携について(教育センター)

●星野 良行 議員 12

1 小中学生の携帯電話、スマートフォンの使用実態と、正しい使い方の指導、啓発について

【学校教育部長答弁】

- (1) 市内小中学生の携帯電話及びスマートフォンの保有並びに使用実態について
- (2) メールやSNSのトラブルの実態について
- (3) 正しい使い方の指導啓発について

●浦和 三郎 議員 14

1 いじめホットラインについて **【学校教育部長答弁】**

- (1) 設置の目的及び設置時期
- (2) 月別受信件数
- (3) 解決はできたか
- (4) アフターフォロー
- (5) 件数の評価

〔平成25年9月10日(火曜日)〕

●池野 耕司 議員 15

1 教師の部活動指導について【学校教育部長答弁】

- (1) 部活動指導を行う教員の手当は、どのような定めで支給されているのか
- (2) 教員の中で何人が部活動の指導に携わっているのか
- (3) 部活動をはじめもつ教員や部活動指導員に対する育成研修について
- (4) ソフトボールの授業実態と上尾市中学生の「走る」「跳ぶ」「投げる」における体力について

●平田 通子 議員 17

1 憲法を生かした非核・平和行政の前進をについて【学校教育部長答弁】

- (1) 平和行政の理念、めざす方向は

〔平成25年9月11日(水曜日)〕

●鈴木 茂 議員..... 18

- 1 図書館について **【教育総務部長答弁】**
 - (1) 上尾市図書館の問題点について
 - (2) 新図書館建設の構想について
 - (3) 学習室の充実について
 - (4) 児童との複合施設はどうか
 - (5) 指定管理者制度の導入について
- 2 学習支援教室について **【学校教育部長答弁】**
 - (1) 上尾市の就学援助者数と増減は

●町田 皇介 議員..... 20

- 1 スポーツ振興と安全対策について
 - (1) 振興策関連 **【教育総務部長答弁】**
 - ・市内スポーツ施設屋内・屋外の現状と課題と今後の方向性
 - ・スポーツ指導者の人材育成・確保の現状と課題
 - ・総合型地域スポーツクラブの上尾市における位置づけ、現状と課題、方向性
 - ・笹川スポーツ財団主催のチャレンジデーの参加についての見解
 - ・地域密着型クラブチームによる地域活性化についての市の見解
 - ・スポーツ振興くじの助成の活用状況と今後の方向性
 - (2) 安全対策関連 **【教育総務部長答弁】**
 - ・市内スポーツ関連施設で起きた事故件数の推移、内容とトラブル事例
 - ・市内スポーツ関連施設・運動場利用者、管理者に対する事故防止策等の安全指導體制について
 - ・市内スポーツ関連施設・運動場におけるAEDの設置状況と利用事例
 - ・市内スポーツ関連施設・運動場の利用者のスポーツ保険の加入状況について
 - (3) 学校関連の安全対策 **【学校教育部長答弁】**
 - ・学校の体育・部活動等で起きた事故件数の推移、内容とトラブル事例
 - ・学校の児童生徒、指導する教員の事故防止策等の安全指導體制
 - ・学校におけるAEDの設置と利用事例
 - ・学校の児童生徒・教員・外部指導者のスポーツ保険の加入状況

●伊藤 美佐子 議員..... 25

- 1 市民の命を守る対策 **【学校教育部長答弁】**
 - (1) 子ども安心カードへの取組
 - ・公立の保育所・幼稚園・小中学校の子どもたちのアレルギーの実態
 - ・各小中学校のガイドラインの徹底、理解はされているのか
 - ・小中学校ごとに独自の対応マニュアルは策定されているのか
 - ・救急搬送時のスムーズな情報伝達はどのようになされているのか
 - ・公立の保育所、幼稚園、小中学校での救急搬送の件数はここ5年間で何件か
 - ・教職員の異動、クラス替え、新入生の入学と一番不安な年度初めの時期での情報の共有、伝達はどのようになされているのか
 - ・「子ども安心カード」の導入について

〔平成25年9月6日(金曜日)〕

◆田中 元三郎 議員

- | |
|---|
| <p>1 上尾市の安心安全な街づくりについて</p> <p>(1) 小中学生の携帯電話の使用について</p> <ul style="list-style-type: none">・学校現場では子どもの携帯電話の所持を把握しているか・家庭に対してどのように使用ルールを決めさせているか・学校への携帯を認めているのか <p>(2) 自転車搭乗時のヘルメット着用推進について</p> <ul style="list-style-type: none">・上尾市内の児童生徒で通学に自転車を利用している子どもの数・通学時のヘルメット着用 |
|---|

小中学生の携帯電話の使用について (学校教育部長 答弁)

○学校現場では子どもの携帯電話の所持を把握しているか

平成25年7月に実施した抽出調査によると、上尾市の児童生徒の携帯電話所持率は、小学6年生が34.3%、中学3年生が61.6%となっている。各学校では、携帯電話の所持の有無にかかわらず、授業において、ネットトラブルや情報モラルに関する指導を行っている。また、埼玉県警察本部による非行防止教室や電話会社との連携によるケータイ安全教室などを開催し、正しい知識を身につける機会を設けている。

○家庭に対してどのように使用ルールを決めさせているか

児童生徒の携帯電話に関するルールを決めている家庭は、小学校では74.6%、中学校では55.4%となっている。各学校では保護者に対して、フィルタリングに関する啓発リーフレットを配布し、埼玉県ネットアドバイザーを活用しての研修会を開催したりして、携帯電話等の危険性や保護者の役割について、啓発を行っているところである。

○学校への携帯を認めているのか

上尾市立小・中学校では原則として学校への携帯電話の持ち込みは認めておりません。教育委員会としては、校長をはじめ教員の情報モラルに関する指導力の向上を図る研修等を実施し、有害情報やネットトラブルから児童生徒を守る取組を積極的に推進している。

自転車搭乗時のヘルメット着用推進について (学校教育部長 答弁)

○上尾市内の児童生徒で通学に自転車を利用している子どもの数

まず、自転車利用については、一部の中学校で、通学距離の長い生徒に対して、学校ごとに「幹線道路を境界とし、その先からの通学者」「指定した地域からの通学者」「学区外よりの通学者」等の規準を設けて、許可している。人数については、中学校6校で、586名である。

○通学時のヘルメット着用の義務付け

3校で義務付けている。他の3校については、現在、検討しているところである。

◆箕輪 登 議員

- 1 小泉地区安全・安心な街づくり
 - (1) 学校教育について
 - ・学校規模の適正基準について
 - ・学校規模の違いによるメリット、デメリットについて
 - ・「公共施設マネジメント計画」にも照らし合わせた、将来的な適正規模や市内適正配置について
 - ・小泉地区の通学区について、早急に取り組むべきとの意見があるが、今後の方向性
 - 2 スポーツ推進について
 - (1) スポーツ推進計画について
 - (2) スポーツコミッションについて

学校教育について (学校教育部長 答弁)

○学校規模の適正基準について

学校教育法施行規則では、「小中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし地域の実態により特別な事情があるときはこの限りでない。」と規定している。本市においても、この規定を標準としているところである。

○学校規模の違いによるメリット、デメリットについて

上尾市では、規模の大小に係わらず、地域の実態を生かした特色ある学校づくりに努めているところである。一般的には、小規模校では、施設設備に十分な余裕が生まれることから、より多彩な教育活動を行うことができますが、人数が少ないことから、子どもたちの人間関係が限られてしまうことなども考えられるところである。一方、大規模校では、施設利用に制約が生じるなどが考えられる。

○「公共施設マネジメント計画」にも照らし合わせた、将来的な適正規模や市内適正配置について

現在、上尾市では、「公共施設マネジメント計画」を策定するための基礎となる「公共施設白書」の作成を進めているところである。この白書では、人口減少等社会構造の変化をふまえ、施設の統廃合や再配置または規模や機能の最適化といった方法論を用いながら、今後の公共施設のあり方を包括的に提示し、その後の「公共施設マネジメント計画」において、具体的な施設毎に方向性が示される見込みである。教育委員会といたしましても、これにそって、検討を進めていきたいと考えているところである。

○小泉地区の通学区について、早急に取り組むべきとの意見があるが、今後の方向性

小泉地区の通学区については、大石小学校の通学区であったが、大石小学校の大規模化の抑制と隣接する西小学校の小規模化解消を図るため、小泉地区の一部について、平成18年10月より西小学校を選択できる「調整区域」としてきたところである。しかしながら現在、両校の規模には大きな変化はない。通学区区域について、検討いただいている「上尾市立小・中学校通学区区域検討協議会」から、「調整区域」内にある小泉地区の全体ではなく、細分化することも想定し、児童の安全を十分配慮した上で、通学区の変更を進めるべきとの意見をいただいたので、今後、学区変更に向け、地元保護者などの意見を収集するなど、取り組んでいきたいと考えているところである。

スポーツ推進について（教育総務部長 答弁）

○スポーツ推進計画について

上尾市のスポーツ推進計画であるが、平成23年6月に制定されたスポーツ基本法では、推進計画は国のスポーツ基本計画を参酌して、地方公共団体はその地方の実情に即したスポーツ推進に関する計画を定めるとされている。国のスポーツ基本計画では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む社会を創出するために、幼児から高齢者までライフステージに応じたスポーツ活動に参画できる環境の整備・充実や国際競技力の向上に向けた人材の養成、スポーツ環境の整備など課題ごとに政策目標を決め、スポーツの推進に取組、スポーツ立国の実現を目指している。その際に、スポーツを実際に「する人」だけでなく、スポーツを「観る人」、「支える人」にも着目し、また地方自治体、学校、地域スポーツクラブ、企業等の様々な主体の連携と協働を推進し、人々が生涯にわたりスポーツに親しむ環境を整えるものとしています。上尾市の計画では、健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進のために、市民自らがスポーツをし、スポーツに親しむ「するスポーツ」だけでなく、上尾シティマラソンのように、箱根駅伝に出場するような大学を招待し一流の選手を間近に見ることのできる機会を提供することであるスポーツに関心を持ってもらう「観るスポーツ」を推進すること、市のスポーツ大会は、地域の方々や中学生・高校生をはじめ多くのボランティアによって支えられています。「支えるスポーツ」としてボランティアの積極的な活用を図ること、子どもの体力の向上に向けた、子どものスポーツ機会を充実すること、疾病や生活習慣病を予防し、生涯を通じて健康にスポーツに親しむことのできるよう、ライフステージに応じたスポーツ事業を充実すること、スポーツ施設の整備・充実を図ることなどを取組むべき課題と考えている。

○スポーツコミッションについて

近年、スポーツ活動がもたらす経済効果に着目し、プロスポーツチームのキャンプ誘致や全国規模のスポーツ大会を誘致・開催することによって、市外からの来客者を見込む、「地域経済活性化の手段としてのスポーツ」という観点から観光政策として取組んでいる自治体もある。さいたま市では、サッカーJリーグに所属するチームが2チームあり、埼玉スタジアム2002やさいたまスーパーアリーナ、駒場スタジアムなどの大型スポーツ関連施設が集積していることから、経済・観光の政策としてスポーツ施設や新規イベントを活用した総合的なまちづくりを推進しようと、「さいたまスポーツコミッション」を平成23年10月に創設したものである。上尾市では、上尾シティマラソンが市外からの参加者も多く、“あげお”を広く知ってもらう機会ととらえ、上尾市の活性化を見据えながら事業展開を行っているほか、市民球場で行われるプロ野球イースタンリーグでは、野球観戦を楽しんでもらいながら地域の振興を目的として、今年からあげお産業祭でキラリあげおご当地グルメ祭りに出場した店舗の出店を行っている。また、市内での全国レベルの大会の開催としては、平成16年に彩の国まごころ国体の柔道、自転車ロードレース、高校野球、平成20年に全国高等学校総合体育大会の柔道、新体操を開催している。そして来年度には、日本スポーツマスターズ埼玉大会の空手道競技を県立武道館において開催する。スポーツコミッションは、いわゆるスポーツ事業のための会場の斡旋や相談とは趣旨が異なるので、市内スポーツ施設の利用状況や整備状況、来訪者を受け入れるための宿泊施設、商業観光部門との連携などを総合的に展望し検討していく必要がある。現状としては、市民の健康増進のためにスポーツに親しむ機会や場の確保をしながら、競技団体と連携しスポーツ大会やスポーツイベントの開催の受け入れを積極的に行い支援して行きたいと考えている。その際には、地元産品の出店、販売、上尾市のPRなどを充実させていきたいと考えている。

◆秋山 もえ議員

- 1 児童が主人公となりいきいきと過ごせる学校の教育環境整備を
 - (1) エアコンを導入した目的。特別教室へのエアコン設置の見通し
 - (2) 夏休みの5日間削減について、今年1月の定例の教育委員会において、非公開(教育課程についての協議)で協議されたのはなぜか
 - (3) 就学援助へ新設3項目を入れていく見通し。生保基準の1.3倍の出し方に「教育扶助」を入れることについての考え。生保基準引き下げに連動して就学援助の基準引き下げないで堅持するか
 - (4) 県が推進している「教育に関する3つの達成目標」。その中の「規律ある態度」について、県はどのような目標値を掲げているか
 - (5) いじめを解決していく上で、少人数学級や先生の定員を増やしていくことが重要であるという認識は

児童が主人公となりいきいきと過ごせる学校の教育環境整備を (学校教育部長 答弁)

○エアコンを導入した目的。特別教室へのエアコン設置の見通し

「エアコンを導入した目的」であるが、「学校教育の充実のため」「児童生徒が快適な環境で授業に臨むことができるようにするため」である。次に「特別教室へのエアコン設置の見通し」についてであるが、すでに、図書室及びパソコンルームについては、すべての学校で設置済みである。また、健康上配慮を要する児童の在籍する学校や近隣への配慮を要する学校の音楽室等、必要な学校に設置をしている。今後も、学校からの要望に基づき、順次、検討していく。

○夏休みの5日間削減について、今年1月の定例の教育委員会において、非公開(教育課程についての協議)で協議されたのはなぜか

上尾市教育委員会の会議の公開・非公開の扱いについては、上尾市の定めている「審議会等の会議の公開に関する指針」を参考とし進めているところである。会議の内容が意志決定に係る手続きの途上にある情報である場合、「上尾市情報公開条例第7条第6号」に該当するため、非公開の会議として審議することを委員長が全教育委員に諮り、非公開で会議が行われる。したがって、1月の教育委員会の協議の前には、委員長から「平成25年度 教育課程について」の協議事項を非公開扱いとする旨が、教育委員に伝えられ、教育委員の全員から賛同を得て非公開で会議を行った。

○就学援助へ新設3項目を入れていく見通し。生保基準の1.3倍の出し方に「教育扶助」を入れることについての考え。生保基準引き下げに連動して就学援助の基準引き下げないで堅持するか

就学援助制度については、支給項目や認定基準などが各自治体の判断に委ねられており、県内各自治体の動向を考慮しながら内容等を検討しているところである。指摘のクラブ活動費、PTA会費、生徒会費は、平成22年度から要保護基準に支給項目として追加されたものであるが、県内ではほとんどの自治体で支給項目としていない状況であり、本市としては、現状を維持していきたいと考えているところである。次に、「生活保護基準額の1.3倍の出し方に「教育扶助」を入れることについての考え」であるが、本市では、認定基準に「教育扶助」を含んでいないが、「教育扶助」を認定基準に含めることについては、今後、検討課題としていきたいと考えている。次に、「生活保護基準の引き下げに連動して就学援助の基準を引き下げないで堅持するか」についてであるが、上尾市の就学援助における認定基準は、生活保護の基準により算定される額の1.3倍としているので、生活保護基準が下がれば、その影響を受けることが想定される場所である。このようなことから、「教育扶助」に係る認定基準の課題を含め、制度の内容について、今後の行財政3か年計画の作成過程などで十分検討していきたいと考えているので、ご理解賜りたい。

○県が推進している「教育に関する3つの達成目標」。その中の「規律ある態度」について、県はどのような目標値を掲げているか

埼玉県では、児童生徒に各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的な内容につきまして、平成17年度から、「教育に関する3つの達成目標」と定め、「学力」「規律ある態度」「体力」の3つの分野における取組を推進している。3つの達成目標の「規律ある態度」では、学校・家庭において、必要な生活習慣や、学習習慣の中から焦点化し、取り上げる内容として「3内容6項目12の達成目標」を掲げ、子どもたちに必ず身に付けさせたい事柄としている。具体的には、「けじめのある生活ができる」「礼儀正しく人と接することができる」「約束やきまりを守ることができる」の3内容を示し、さらに細分化し、6項目にそれぞれ2つずつの達成目標を、学年ごとに掲げている。小学校では、各学年、12の達成目標があるので、6学年で全72の達成目標、中学校では同様に、3学年で全36の達成目標となる。全108の達成目標につきまして、児童生徒の8割以上に身に付けることを、「埼玉県教育振興基本計画」において、施策目標としている。上尾市教育委員会といたしましても、埼玉県が掲げる「規律ある態度」108の達成目標、全てにおいて、取り組んでいるところである。今後も一人一人の児童生徒に「規律ある態度」が身に付くよう、「教育に関する3つの達成目標」に係る取組を推進していく。

〇いじめを解決していく上で、少人数学級や先生の定員を増やしていくことが重要であるという認識は

少人数学級や先生の定員を増やすことは、きめ細やかな指導に役立つものであり、いじめを直接的に解決できるものではないと考えている。いじめを解決するためには、いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりえるものとの認識に立ち、すべての教師が同じ視点に立って、いじめの根絶に向けて取り組むことが重要であると考える。上尾市教育員会では、昨年度、全小・中学校の校長と生徒指導主任を対象として、上尾市いじめ根絶対策会議を開催し、いじめに関するアンケートや教師用チェックリストの作成、各家庭向けの保護者用チェックリストの配付などを行ったところである。さらに今年度は、教職員がいじめの問題により適切に対応できるようにするためのCAP(キャップ)研修会や、子どもたちの学級における人間関係をよりよく理解するためのQ-U検査なども取り入れました。加えてこの8月22日には、第1回上尾市「いじめ根絶」中学生サミットを実施し、子どもたち自身による、いじめの根絶に向けた主体的な取組も始まったところである。このような取組を一層充実させ、学校・家庭・地域及び関係機関等と連携を深め、いじめの解決を図っていく。

【再質問】エアコンを利用する際に最優先するのは、電気料金を低コストに抑えることか、それとも、子どもたちの学びやすい教育環境と健康の維持か (学校教育部長 答弁)

「エアコンを利用する際に最優先すること」についてであるが、エアコン使用については、国の定めた「学校環境衛生基準」に基づき「エアコン使用マニュアル」を作成し、扇風機と併用するなど、児童生徒の健康保持のために、各学校において適切に使用するよう指示している。学校の電気使用料金は、デマンド(最大需要電力)に大きく左右されます。デマンドとは、「1日のうちで使用したピーク電力のこと」であり、1年を通して最大であった日のピーク電力を契約電力として、基本料金が算定される仕組みになっている。従って、1日を通して同じ電力を使用しても、ピーク電力を抑えることで電気使用料金を抑えることができるわけである。各学校においては、このデマンドを引き上げないために、全教室を4つ程度のブロックに分け、段階的に稼働させていくなどの努力をして、「児童生徒が快適な環境で授業に臨める」よう、エアコンを使用している。

【再質問】今後、教育施策の変更などについては、公開して協議すべきと考えるが、教育長の考えは (教育長 答弁)

公開・非公開の扱いについては、上尾市の定めている「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「上尾市情報公開条例」を参考にして進めていく。特に、教育施策等の変更など、重要な案件については、各教育委員の活発かつ率直な意見を伺うことは、大変重要なことと考えている。

**【再質問】いじめ解決への行政的支援としても、上尾独自で実施してきた少人数学級を復活すべき
と考えるが、教育長の考えは** （教育長 答弁）

現在、国の基準及び県の特例編制によって、小学校1・2年生は35人学級、中学校1年生は38人学級となり、上尾市が実施してきた30人程度学級との差異はほとんどなくなっている現状である。このようなことから、本市としては、学校からの強い要望があった個別の支援をより充実するため、平成24年度から新たに、「さわやかスクールサポート事業」を推進しているところである。従って、30人程度学級は考えていない。

**【再々質問】教育施策を変更する場合、教育委員会を公開して協議することについての教育長の
考えは** （教育長 答弁）

審議過程についてであるが、各教育委員が形成過程で自由闊達な意見を言うためには、委員長、教育委員全てのものが合意したときに非公開にして会議を進めている。そのような中で、大変自由な意見が活発に出たと認識している。それから、その過程において、十分な協議がなされていないというお話であるが、教育課程の変更については、上尾市教育課程検討委員会を設置している。これは、11月に、それぞれ校長、教頭、教職員、保護者の代表の方に入っていただき、3ヶ月にわたって協議をした結果、いろいろな意見を出していただいた中で、1つの答申をいただいたものに基づきまして、教育委員会で十分検討したところである。そうしたことで、あえて公開・非公開ということよりも、重要な審議ということを見ると、自由に発言できるということを考えている。なお、議員がお手許にご覧のとおり、その後の会議録も公開しているので、あえて秘密会で云々ということはない。

〔平成25年9月9日(月曜日)〕

◆深山 孝 議員

1 図書館行政について

(1) 電子書籍の閲覧について

・上尾市での電子書籍に対する見解を伺いたい

(2) 図書館の利用者ニーズ分析と書籍の充実について

・228,000人を有する上尾市の図書館には何が必要か具体的に伺いたい。(利用者ニーズ分析から新図書館像について)

・書籍の充実と定期購読誌の雑誌スポンサーと予算の推移、市民からの書籍の寄贈について

電子書籍の閲覧について (教育総務部長 答弁)

○上尾市での電子書籍に対する見解を伺いたい

電子書籍元年といわれた2010年から3年が経過し、公立図書館においても実証実験がはじめられた。上尾市図書館においても日頃からその動向に関心をもち注視しているところである。全国の公立図書館における電子書籍サービスの導入状況については、電子出版制作・流通協議会が実施した「人口10万人以上の図書館など360館を対象としたアンケート調査」結果では、本年6月現在で、電子書籍サービスを導入している図書館は17館、3年後までに導入予定の館は20館、導入実施時期未定は79館、実施予定がない館は122館、無回答が122館となっている。電子書籍サービスのメリットとしては、来館出来ない利用者に図書資料を提供することができること、文字拡大・音声機能などで文字を読むことが難しかった人に対する利便性が高まることなどが挙げられる。一方で、不都合な点、解決が待たれる点もある。新刊の電子書籍はベストセラーなどごく一部であり一般書籍では提供する資料数が少ないこと、電子書籍の購入(使用権の取得)が一般書籍とは異なり使用制限事項が多く発生することなど、全国の公立図書館は電子書籍サービスについてその動向を注視しながらも慎重な姿勢を示しているのが現状と考えられる。今後も利用者の意見や図書の置かれている情勢に注視し、質の高いサービスの提供に努めていきたいと考えている。

図書館の利用者ニーズ分析と書籍の充実について（教育総務部長 答弁）

○228,000人を有する上尾市の図書館には何が必要か具体的に伺いたい。（利用者ニーズ分析から新図書館像について）

上尾市の図書館像であるが、平成22年3月に策定の「上尾市図書館サービス計画」では、誰もが本と出合う喜びを感じられる居心地のよい図書館、市民文化創出の礎となる図書館を理念として掲げている。この上尾市図書館サービス計画策定時に市民の皆様から寄せられた意見の中には、

- ・55万冊という蔵書は素晴らしいが、開架スペースが狭く生かされていない。硬派な内容の本も開架スペースに置いて欲しい。
- ・1箇所の図書館で対象者別サービスのすべてをカバーできないので対象者を絞り分館なども含めて実施すべき
- ・音楽、映画等のCD, DVDを縮小し、電子図書に向ける
- ・飲食等滞在性のある施設が望まれている

などの意見があった。

新図書館を構想するに当たり、これら市民の皆様のご要望、ニーズを的確に捉え、反映させることが重要と考えている。そこには、滞在性のある心地よい空間と十分な閲覧席、広範な図書資料や郷土資料を揃えた配架スペース、インターネットやデータベースが使えるコーナー、親子が本を通して関われる児童室、視覚障害者のサポート室、さらには、利用者数に見合った駐車場、駐輪場の確保など、利便性を兼ね備えた新図書館を想定していきたいと考えている。立地条件としては、中心市街地に相当の土地を確保することの難しさもあるので、各分館・公民館図書室とのネットワークや資料の巡回サービスを充実することを念頭に、候補地の範囲を拡大して検討しているところである。

○書籍の充実と定期購読誌の雑誌スポンサーと予算の推移、市民からの書籍の寄贈について

上尾市図書館全体蔵書数は約56万冊で、県内63市町村中の9位の蔵書数となっています。しかしながら人口規模を基準とすると約10万冊が不足しているのが現状である。現施設では配架スペースは限界に達しており、新図書館構想でこのことを踏まえ余裕のある面積の確保が必要と考えている。次に、雑誌スポンサー事業であるが、平成23年10月から、NPO法人地域活性化プラザからの提案を受け、地元企業から雑誌を継続寄贈していただき、図書館で受入する雑誌スポンサー事業を展開している。本年度においても市内2企業で週刊誌、月刊誌など合わせて18誌を年間通じて寄贈いただき今後継続していく予定である。雑誌の所蔵総数は11,794冊で平成24年度は約54,000冊を貸し出している。雑誌の購入予算の推移については、平成23年度2,242千円、24年度1,995千円、25年度2,552千円となっている。また、市民からの書籍の寄贈については、図書館・分館等で随時受け付けている。平成24年度は260人から1,378冊の受入をさせていただき、本館・分館等の図書資料として配架しているところである。今後も、利用者の新たなニーズへの対応を心掛けていきたいと考えている。

◆前島 るり 議員

- 1 障がいのある子どもたちが地域の小・中学校で学べる環境を
 - (1) 小学校特別支援学級の現状について
 - (2) 中学校特別支援学級の現状について
 - (3) 特別支援学級の増設について
 - (4) 通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒の支援について(教育センター)
 - (5) 就学相談における早期対応と関係機関との連携について(教育センター)

障がいのある子どもたちが地域の小・中学校で学べる環境を (学校教育部長 答弁)

○小学校特別支援学級の現状について

市内の特別支援学級は、9校に21学級が設置されており、99名の児童が在籍している。

○中学校特別支援学級の現状について

市内の特別支援学級は、4校に15学級が設置されており、79名の生徒が在籍している。特別支援学級に在籍している子どもたちの通学方法については、小・中学校ともに、徒歩や自転車による通学がほとんどであるが、中にはバスや電車などの交通機関、保護者の送迎により通学している場合もある。特別支援学級に通う児童生徒への支援については、「特別支援教育就学奨励費」がある。その普及方法については「特別支援教育就学奨励費」に関する案内文書を全家庭に配布し、申請のあった家庭に対し、生活保護・準要保護の受給対象の家庭を除き、通学費を支給している。

○特別支援学級の増設について

開設費用については、設置場所、設置内容によって増減がある。今年度開設した大石南中学校は、特別支援学級を2学級設置するにあたり、教室、プレイルーム、職員室等を整備する工事を行い、机、椅子、教材などの備品整備費用を除き、約570万円の費用がかかっている。教員の確保については、前年度に埼玉県教育委員会に申請し、学級数に応じて教員が配当されている。教育委員会としては、昨年度策定した「上尾市特別支援教育基本方針」をもとに、対象となる児童生徒の見込み数の需要予測を的確に行い、関係部署と十分に連携を図りつつ、特別支援学級の設置に努めていきたいと考えている。

○通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒の支援について

現在、市内小中学校33校に、69名のアップスマイルサポーターが支援に当たっている。各学校では、児童生徒の障がいの程度に応じて必要な支援内容・支援時間を考慮し、時間割を調整して、複数の児童生徒にも対応している。アップスマイルサポーターひとり当たりの対応人数については、1人対応が14名、2人対応が18名、3人対応が11名、4人対応が10名、5人以上対応が16名である。アップスマイルサポーターの研修については、「発達障害の理解に関する講義」「事例を挙げての研究協議」等、資質や支援力を高めるための内容を教育センターにおいて年間9回行っている。

○就学相談における早期対応と関係機関との連携について

上尾市では、障害のある子どもへの早期からの支援については、乳幼児相談センターやつくし学園、幼稚園や保育所など、各関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところである。具体的には、小学校入学前1年以内については、教育センターで就学相談を行い、それ以前については、乳幼児相談センターにおいて、育児支援・相談を行っている。乳幼児相談センターやつくし学園には、5月に教育センター就学担当が出向き、保護者に対して、就学説明会を行うとともに、その場で就学相談の予約も行っている。各幼稚園や保育所とは、4月に就学相談申込書を配布するとともに、教育センター就学担当が子どもの様子を直接参観するなどの対応を行っている。教育委員会としては、今後も乳幼児相談センターや関係機関との連携をさらに図り、子どもの健やかな成長に努めていく。

【再質問】今後の原市地区の開設計画（学校教育部長 答弁）

先程の答弁で申し上げましたとおり、「上尾市特別支援教育基本方針」に基づいて、原市地区においても需要予測を行いながら、検討していく。

◆星野 良行 議員

- 1 小中学生の携帯電話、スマートフォンの使用実態と、正しい使い方の指導、啓発について
 - (1) 市内小中学生の携帯電話及びスマートフォンの保有並びに使用実態について
 - (2) メールやSNSのトラブルの実態について
 - (3) 正しい使い方の指導啓発について

小中学生の携帯電話、スマートフォンの使用実態と、正しい使い方の指導、啓発について

(学校教育部長 答弁)

○市内小中学生の携帯電話及びスマートフォンの保有並びに使用実態について

携帯電話の保有率は、平成25年7月の抽出調査によると、小学6年生が34.3%、中学3年生が61.6%である。携帯電話を保有している子どものうちスマートフォンを使用しているのは、小学6年生が19.0%、中学3年生が48.9%となっている。使用実態については、小学6年生では1日あたり30分未満が最も多く、33.3%、中学3年生では1日あたり30分以上1時間未満が最も多く、21.4%である。また、インターネットサイトへアクセスをしている割合が、小学6年生で27.8%、中学3年生で60.6%となっている。続きまして、部活動の連絡方法であるが、部活動ごとの連絡網を使用している。なお、携帯電話を使用しているかどうかは、把握はしていない。また、各学校では、緊急な連絡については、「学校配信メール」を利用している。「学校配信メール」を登録していない家庭については電話連絡をしている。

○メールやSNSのトラブルの実態について

ネット上でのトラブルを把握するのは難しいところではあるが、平成24年度は1件の報告があり、個別に指導することによって解消している。

○正しい使い方の指導啓発について

各学校では、児童生徒に対して授業でネットトラブルや情報モラルに関して指導するとともに、埼玉県警察本部による「非行防止教室」や電話会社等との連携による「ケータイ安全教室」などを開催し、正しい知識を身につける機会を設けている。また、保護者に対しては、フィルタリングに関する啓発リーフレットを配布したり、埼玉県ネットアドバイザーを講師として研修会を開催したりし、携帯電話等の危険性や保護者の役割について、啓発を行っているところである。教育委員会としては、今後も校長をはじめ教員の情報モラルに関する指導力の向上を図る研修等を実施し、有害情報やネットトラブルから児童生徒を守る取組を積極的に推進していく。

【再質問】上尾市教育委員会として文書(パンフレット・手引き等)を出す予定はあるか

(学校教育部長 答弁)

教育委員会では、「上尾市生徒指導推進協議会」と連携して、子どもの健全育成の指針となる啓発パンフレット「見直そう わが家と わが子」を毎年発行している。携帯電話を持たせるときの心構えを特集としたパンフレットは、平成19年度に上尾市内全戸に配布してきたところである。近年、スマートフォンが普及しており、国や県等からも多くのパンフレット等が配布されているので、そのパンフレットを活用している。今後の作成については、検討していきたいと考えている。

【再質問】他機関(PTAや警察、青少年対策課)との連携は(会合を持つこと等)どのような考えが

あるか

(学校教育部長 答弁)

教育委員会としては、携帯電話やスマートフォンのトラブルから子どもを守るため、今後も「上尾市PTA連合会」や「上尾地区学校警察連絡協議会」、「上尾市生徒指導推進協議会」、近隣の教育委員会、中央児童相談所、上尾警察署、上尾市少年愛護センターからなる「四機関の連絡協議会」などにおいて、連携を図っていく。

◆浦和 三郎 議員

- 1 いじめホットラインについて
 - (1) 設置の目的及び設置時期
 - (2) 月別受信件数
 - (3) 解決はできたか
 - (4) アフターフォロー
 - (5) 件数の評価

いじめホットラインについて（学校教育部長 答弁）

○設置の目的及び設置時期

子ども・いじめホットラインは、いじめの根絶、未然防止及び早期解消のために設置している。具体的には、児童生徒がいじめについて、一人で悩みや心配事を抱え込まず、相談できる場である。子ども・いじめホットラインは、本年4月に設置し稼働している。

○月別受信件数

相談件数については、4月が2件、5月が1件、6月が2件、7月が2件、8月が0件の合計7件である。

○解決はできたか

相談については、相談内容を親身に傾聴し、必要なアドバイスをしたり、相談者に確認の上、学校と連携したりすることで、早期対応に努めてきた。その結果、全ての相談内容が既に解決している。

○アフターフォロー

解決後についても、その後の経過についてフォローしている。

○件数の評価

県内同規模の自治体と比較して同じような状況であり、子ども・いじめホットラインの設置は有効であると考えている。

[平成25年9月10日(火曜日)]

◆池野 耕司 議員

- | |
|---|
| <p>1 教師の部活動指導について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 部活動指導を行う教員の手当は、どのような定めで支給されているのか(2) 教員の中で何人が部活動の指導に携わっているのか(3) 部活動をはじめてもつ教員や部活動指導員に対する育成研修について(4) ソフトボールの授業実態と上尾市中学生の「走る」「跳ぶ」「投げる」における体力について |
|---|

教師の部活動指導について (学校教育部長 答弁)

○部活動指導を行う教員の手当は、どのような定めで支給されているのか

土曜・日曜・祝日などに、指導にあたった場合には、昭和53年6月までは、手当がなく、昭和53年7月に部活動の指導にかかる手当として、「5時間で500円」の特殊勤務手当が「学校職員の特殊勤務手当に関する条例」に創設された。その後、「4時間で500円」に改訂され、平成元年は「4時間で620円」、平成5年は「4時間で750円」、平成8年は「4時間で1200円」となった。平成20年10月には、国においても、部活動手当の充実が必要であるとして、手当額を倍増し、現在は、「3時間を超えた場合には2400円」となっている。申請方法については、部活動指導を行った教員が「部活動・対外運動競技等に関する実績簿」に記入・捺印の上、校長に提出し、校長が確認した上で手当が支給されている。

○教員の中で何人が部活動の指導に携わっているのか

各学校では、原則として、全教師が顧問・副顧問として携わり、部活動の指導にあたっている。さらに専門性を考慮し、外部指導者に協力をえて、部活動の充実に努めている。

○部活動をはじめてもつ教員や部活動指導員に対する育成研修について

部活動をはじめてもつ教員については、「中学校学習指導要領解説・保健体育編」に記述された部活動の意義と留意点等を踏まえ、各校の部活動指導方針「勝利至上主義に偏った、行き過ぎた指導にならないよう、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図ること」などに基づいて、指導にあたっているところである。また、指導方法や所属生徒の状況についても、前任者からの引継を適切に行っている。さらに、部活動指導者同士の交流を図りながら、指導面だけでなく、運営面においても情報交換を行い、部活動の充実を図っている。部活動指導員については、指導員委嘱にあたり、研修会を実施し、部活動の意義や、顧問や生徒との信頼関係の構築に努めるほか、「進んであいさつや返事をする」「丁寧な言葉遣いを身に付ける」など、礼儀正しく人と接することについても適切に指導するよう研修を行っている。

○ソフトボールの授業実態と上尾市中学生の「走る」「跳ぶ」「投げる」における体力について

ソフトボールの授業実態については、市内全ての中学校において、保健体育科の学習内容として、1年生、もしくは2年生で6時間～10時間程度行っており、3年生においては、選択種目として8校が13時間程度、履修している。授業ではプレイヤーの人数、グラウンドの広さ、用具など、プレイ上の制限を工夫したゲームを取り入れ、ソフトボールの楽しさを味わえるように努めている。次に、中学生の体力の実態についてであるが、中学2年生において、新体力テストの平成20年度と平成24年度の県と市の平均値を比較すると、平成20年度は、「50m走」男子 県平均「7秒96」市平均「7秒95」、女子 県平均「8秒73」市平均「8秒72」で、男女ともに県の平均値を上回っている。「立ち幅跳び」男子 県平均「198.05cm」市平均「198.67cm」、女子 県平均「171.57cm」市平均「178.42cm」で、男女ともに県の平均値を上回っている。「ボール投げ」男子 県平均「21.40m」市平均「20.36m」、女子 県平均「13.72m」市平均「13.42m」で、男女ともに県の平均値を下回っている。平成24年度は、「50m走」男子 県平均「7秒92」市平均「7秒98」、女子 県平均「8秒66」市平均「8秒68」で、男女ともに県の平均値を下回っている。「立ち幅跳び」男子 県平均「199.32cm」市平均「198.78cm」で、県の平均を下回っている。「立ち幅跳び」女子 県平均「173.45cm」市平均「175.85cm」で、県の平均値を上回っている。「ボール投げ」男子 県平均「21.97m」市平均「21.20m」、女子 県平均「13.77m」市平均「13.30m」で、男女とも県の平均値を下回っている。このことから、男女とも「ボール投げ」に課題が見られる。教育委員会としては、「走る」「跳ぶ」「投げる」を含めた体力の向上に努めていく。

◆平田 通子 議員

- 1 憲法を生かした非核・平和行政の前進について
- (1) 平和行政の理念、めざす方向は

憲法を生かした非核・平和行政の前進について (学校教育部長 答弁)

○平和行政の理念、めざす方向は

各学校においては、社会科や総合的な学習の時間で、戦争体験談を聞いたり、博物館で展示資料を見たりしながら歴史的事実を認識し、国際協調と世界平和の実現に努めることを学んでいる。また、国語科では、戦争を題材とした物語教材の感想文を書くことで、平和の大切さなどについて理解を深めている。さらに、道徳の時間では、ともに生きる喜びや国際的な視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する自覚をもつことをねらいとする学習を行い、児童生徒の心情に訴えている。また、「戦争と平和」をテーマとした図書コーナーを開設し、戦争の悲惨さや平和で安全な生活の大切さなど、平和教育の充実を図っている学校もある。

【再質問】戦争体験を聞く会、パネル展など戦争の実相を伝える取組はできないか

(学校教育部長 答弁)

各小・中学校では、社会科や総合的な学習の時間、国語科で平和の大切さについて学んでいる。すべての小・中学校に導入しているデジタル教科書には、多くの戦争に関する資料が掲載されており、52型の大型テレビを活用し、視覚に訴えた授業が展開されている。例えば、小学校6年生の社会科では、原爆ドームの被爆前後の様子、広島平和記念資料館館長の被爆体験談等のビデオがある。また、中学校の社会科では、東京大空襲を経験した女性の体験談や沖縄戦等のビデオがある。これらの資料を活用することにより、児童生徒に戦争の実相を伝えるとともに、平和を大切にすることを育むことができ、戦争体験を聞く会やパネル展の取組と同様の効果があると考えている。

[平成25年9月11日(水曜日)]

◆鈴木 茂 議員

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 図書館について<ol style="list-style-type: none">(1) 上尾市図書館の問題点について(2) 新図書館建設の構想について(3) 学習室の充実について(4) 児童との複合施設はどうか(5) 指定管理者制度の導入について2 学習支援教室について<ol style="list-style-type: none">(1) 上尾市の就学援助者数と増減は |
|---|

図書館について (教育総務部長 答弁)

○上尾市図書館の問題点について

上尾市図書館の問題点についてお答えする。現図書館本館は昭和56年6月に開設され、特定建築物として耐震化の対象となっているとともに、築30年以上が経過し老朽化による大規模改修が必要となります。また、開設時の蔵書数9万冊が現在30万冊を超え、貸し出し冊数は大幅に向上した一方、利用者には、読書活動や調べ学習を行う環境、開架閲覧スペースが狭くご不便をかけているのが現状で大きな課題と考えている。

○新図書館建設の構想について

平成25年4月1日現在、本館及び分館・公民館図書室のCD等を含めた資料総数は、約56万点で、県内63市町中の9位の資料数となっているが、文部科学省の定める基準によれば上尾市の人口規模として、蔵書数は約10万冊が不足している。また、その内の20万冊は閉架として、配架出来ていない状況であり、それらをより多く開架するためのスペースを確保するには、現本館の建て替え、あるいは同等以上の施設が必要と考えている。また、手にした資料の閲覧を心地よい空間でできること、図書館資料を十分に利用し、知的要求を満足させる部屋があること、インターネット・データベースが使えるコーナー、親子が本を通して関われる児童室、視覚障害者のサポート室、さらには、十分な駐車場、駐輪場の確保など利便性を兼ね備えた新図書館を想定していきたいと考えている。立地条件としては、十分な空間を想定した場合に中心市街地に土地を確保することの難しさもあるので、各分館・公民館図書室とのネットワークや資料の巡回サービスを充実することを念頭に、候補地の範囲を拡大して検討しているところである。

○学習室の充実について

軽読書コーナー36席、参考調査・インターネットコーナーが20席あり、2階には、文学講座や映画会など主催事業を行う集会室がある。事業・会議等や団体の利用がない日の集会室は、50席の閲覧・学習室として開放し、ご利用いただいている状況である。これら閲覧席・学習室・パソコン利用席など、余裕のある席数を確保し、滞在性のある施設の充実を図ることが新図書館建設の構想の課題と考えている。

○児童との複合施設はどうか

新図書館の建設を検討する中で、図書館を核とし教育関連施設などを集約・連携することで市民サービスの更なる向上が目指せるよう検討していきたいと考えている。

○指定管理者制度の導入について

指定管理者制度は、住民サービスの向上や経費削減を図ることが目的であるが、コスト面では第6次行政改革大綱・実施計画の取組以降、図書館本館、分館等の窓口業務の民間委託を推進し、経費の削減に努めてきたところである。公立図書館は、図書館法で謳われている、学校教育の援助、家庭教育の向上に留意し、所蔵資料の選書やレファレンスの専門性と、サービスを長期的に安定した形で市民に提供できるような運営体制が求められる。これらの役割が指定管理者制度の中で、どのように生かされるのか、図書館は教育機関であることを踏まえて研究していきたいと考えている。

学習支援教室について（学校教育部長 答弁）

○上尾市の就学援助者数と増減は

「就学援助者数、いわゆる準要保護児童生徒数と増減」についてであるが、平成24年度の実績としては、小学校で939人、中学校では640人、全体では、1,579人であった。これを5年前の平成20年度の実績と比較すると、小学校で69人、中学校では176人、全体で245人増加している。

【再質問】準要保護世帯への学習支援について（学校教育部長 答弁）

準要保護世帯の児童生徒が特定されないよう配慮しなければならないなどの課題があることから、現段階での実施は難しいものと考えている。なお、学習支援については、現在、上尾市の各学校では、様々な児童生徒の学習ニーズに応えるために、放課後や長期休業中、定期テストの前などに補充的な学習を行うなど、取り組んでいるところである。

◆町田 皇介 議員

1 スポーツ振興と安全対策について

(1) 振興策関連

- ・市内スポーツ施設屋内・屋外の現状と課題と今後の方向性
- ・スポーツ指導者の人材育成・確保の現状と課題
- ・総合型地域スポーツクラブの上尾市における位置づけ、現状と課題、方向性
- ・笹川スポーツ財団主催のチャレンジデーの参加についての見解
- ・地域密着型クラブチームによる地域活性化についての市の見解
- ・スポーツ振興くじの助成の活用状況と今後の方向性

(2) 安全対策関連

- ・市内スポーツ関連施設で起きた事故件数の推移、内容とトラブル事例
- ・市内スポーツ関連施設・運動場利用者、管理者に対する事故防止策等の安全指導体制について
- ・市内スポーツ関連施設・運動場におけるAEDの設置状況と利用事例
- ・市内スポーツ関連施設・運動場の利用者のスポーツ保険の加入状況について

(3) 学校関連の安全対策

- ・学校の体育・部活動等で起きた事故件数の推移、内容とトラブル事例
- ・学校の児童生徒、指導する教員の事故防止策等の安全指導体制
- ・学校におけるAEDの設置と利用事例
- ・学校の児童生徒・教員・外部指導者のスポーツ保険の加入状況

振興策関連 (教育総務部長 答弁)

○市内スポーツ施設屋内・屋外の現状と課題と今後の方向性

市内のスポーツ施設は、県立の施設としては、上尾運動公園内の陸上競技場、体育館、武道館やスポーツ総合センターがある。市の施設としては、市民体育館とテニスコート、上平公園内の市民球場、テニスコートがあり、公民館体育室が5館に設置されている。また、学校施設(体育館と校庭)の開放を行っているほか、平成24年4月に供用を開始した瓦葺ふれあい広場には、ウォーキングコースや集会所兼体育室などスポーツのできる環境を整備した。スポーツのできる環境整備を行ってきたが、施設の利用需要を満たす環境にはなっていないのが現状である。今後も引き続き市民の利用しやすい施設や応援する人が使いやすい施設を目指すとともに、スポーツ需要に合わせた施設の整備を検討していく。

○スポーツ指導者の人材育成・確保の現状と課題

市では、市民のスポーツの実技指導やスポーツに関する指導・助言を行う指導者的役割を担うものとしてスポーツ推進委員48名を委嘱している。教育委員会及び上尾市体育協会では、スポーツ推進委員や各競技の指導者の育成を対象としたAED講習会やステップアップ教室、スポーツ講演会などを実施し、スポーツの安全講習やスポーツの指導面などの人材育成を行っている。しかし、ライフスタイルの変化により、市民のスポーツへのニーズも多種多様化しており、そうした現状の中であるスポーツ推進委員の資質の向上や新たな指導員の発掘が課題となっている。スポーツ指導者については、専門的な能力も必要となっているので、国・県の開催する研修も含め、人材育成に努めていきたい。

○総合型地域スポーツクラブの上尾市における位置づけ、現状と課題、方向性

総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体となり自ら運営・管理をするスポーツクラブである。現在、本市では3団体が総合型地域スポーツクラブとして埼玉県に登録しています。スポーツクラブは、「いつでも、だれでも、多くの種目で」をコンセプトとして設立されることが重要であり、この趣旨を踏まえスポーツ推進計画の中で育成・支援を位置付けていきたいと考えている。

○笹川スポーツ財団主催のチャレンジデーの参加についての見解

2013の大会の参加実例では、県内で3団体であることや人口規模が大きい自治体での運営や組織化、5月の最終水曜日と言う平日開催に限定されることなどの課題もあるので、実施自治体の情報を把握していきたいと考えている。

○地域密着型クラブチームによる地域活性化についての市の見解

上尾市では、バレーボールの実業団チームである上尾メディックスがある。そのメディックスに協力を得て、中学生バレーボール教室を毎年開催している。また、今年6月には後援会が発足し、今年度は上尾市民体育館において、メディックスがホームチームとなりVチャレンジリーグが開催される予定である。上尾メディックスの活動、活躍によりスポーツへの関心が高まるとともに、地域の活性化、様々なアイデアグッズ、人とのつながりも生まれてくるものと期待しているので「市民の財産」として連携・協働を行っていきたいと考えている。

○スポーツ振興くじの助成の活用状況と今後の方向性

スポーツ振興くじの助成は、大規模スポーツ施設整備、地域スポーツ施設整備、総合型地域スポーツクラブ活動、地方公共団体スポーツ活動に対し助成されるものであり、昨年度施工した上尾市民体育館の大規模改造(耐震補強)工事においてアリーナの得点標示板や床の張り替えに助成を活用した。今後も施設の新設、改修、スポーツの推進事業に際し、様々な条件もあるが、活用していきたいと考えている。

○市内スポーツ関連施設で起きた事故件数の推移、内容とトラブル事例

近年においては、市のスポーツ施設の瑕疵に起因する損害賠償や和解案件を生じるような事故はない。

○市内スポーツ関連施設・運動場利用者、管理者に対する事故防止策等の安全指導体制について

大会等の利用者団体の調整会議において、施設利用の諸注意を喚起している。また、指導者を対象としたものではこれまで、救急救命講習会やAED講習会等を行ってきた。上尾市民体育館では、本年4月1日より指定管理者制度を導入したが、指定管理者に対し、引き続き利用者に安心・安全な利用環境を整えるよう指導している。体力相談室兼トレーニング室の利用にあつては、利用者がトレーニング室を安全に利用できるよう、初心者講習として器具の安全な利用方法や運動についての講習会を行うほか、常勤の指導員を置いて指導している。

○市内スポーツ関連施設・運動場におけるAEDの設置状況と利用事例

AEDの設置状況については、市内公共施設に設置しているが、管理人が常駐していない平方スポーツ広場・平方野球場及び平塚サッカー場については、今後設置をする方向で現在検討をしているところである。また、スポーツ大会等への貸し出し用として3台を用意しているが、本年4月から大会等に4台の貸し出しがある。市民体育館に設置してあるAEDについては、貸し出し用も含め使用の実績はない。学校開放事業としては、校庭や体育館などを開放しているところであるが、AEDについては、学校に設置されたものを利用するものとしている。

○市内スポーツ関連施設・運動場の利用者のスポーツ保険の加入状況について

各施設に公益財団法人 スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の申込書を設置し普及を行っている。また、スポーツ保険の加入については、個々のチームに対する認識も非常に高くなっており、競技団体が大会開催要項の参加要件に入れているところが多いことから、市内のスポーツ団体は、ほとんどが加入しているものと思われる。

○学校の体育・部活動等で起きた事故件数の推移、内容とトラブル事例

上尾市では、過去5年間、体育授業や部活動中の大きな事故やトラブルは発生していない。なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用になったケガ等は、打撲から骨折までであるが、平成20年度 3, 103件、21年度 2, 646件、22年度 2, 974件、23年度 2, 434件、24年度 2, 425件となっている。

○学校の児童生徒、指導する教員の事故防止策等の安全指導体制

学校における体育授業・運動部活動においては、平成22年1月に埼玉県教育委員会から通知されている「事故防止の5則」にのっとり、「児童生徒の実態に即した指導計画の作成」「施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行」「活動開始前の健康観察の実施」「活動中の声かけと安全確認」による事故の未然防止と、緊急対応マニュアルによる「事故発生時の迅速かつ適切な対応」ができるよう安全指導体制を整えている。また、顧問が会議や出張等で直接指導できない場合には、教員間で調整を図るとともに、事前に練習内容を連絡し、部員同士で安全に練習し、危険な練習内容は行わないことを周知徹底している。さらに、同じ練習場所にいる他の部活動顧問や外部指導者との連携を図るとともに、代表生徒による練習開始・終了時の報告で安全に活動が行われたことを確認するなど安全対策を図るとともに、事故発生時の緊急連絡体制についても全教職員及び部活動指導員、生徒全員に周知している。

○学校におけるAEDの設置と利用事例

市内では全小・中学校の職員室または保健室にAEDを設置するとともに、毎年全教職員がAEDの使用を含め心肺蘇生法の研修を行っている。部活動指導員についても、AEDの研修を受けていただいている。また、体育館や運動場、保健室にはAEDの設置場所についての掲示を行い、迅速な対応ができるようにしている。利用事例については、電極パッドを装着し、心電図の解析を行った事例が昨年度3件あったが、電気ショックを加えるまでの事例はなかった。

○学校の児童生徒・教員・外部指導者のスポーツ保険の加入状況

児童生徒の学校の管理下における事故やけがに対しては、本市で予算化を図り、市内全ての児童生徒が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度に加入することで、対応している。教員については、地方公務員災害補償での対応となり、教育委員会が委嘱している部活動指導員は、傷害保険及び賠償保険に加入している。そのほかのボランティアとして支援をいただいている外部指導者は、学校応援団として傷害保険・賠償責任保険に加入している。

【再質問】新設・既設の施設の屋上や耕作放棄地を活用した運動場（教育総務部長 答弁）

新設・既設の施設の屋上の活用については、施設の建設時にスポーツを行う場所として設計されていない施設の屋上については、屋上の強度や防水の関係、安全性などから難しいと考える。耕作放棄地を利用して市の公共施設を設置することについては、道路付きやスポーツ施設としての必要面積、周辺環境などの立地条件が重要であり、なにより関係法令による制約を受けることあるので、慎重に対応する必要があると考えている。

【再質問】準AED講習会、ステップアップ教室の開催回数、場所、参加者数について、また、ステップアップ教室の具体的な内容について（教育総務部長 答弁）

AED講習会については平成22年度から行われており、スポーツ推進委員や体育協会加盟団体を対象として開催回数は年1回、消防本部を会場として定員30名で行っている。ステップアップ教室は、指導者を目指す人を対象とし、指導者の役割や指導方法、救命講習（AED講習）、筋力ストレッチトレーニング方法や高齢者や障害者に対する運動の指導方法などをメニューとして5日程度の教室を年1回、上尾市民体育館を会場として参加者数は30名前後で行っている。

【再質問】総合計画にも総合型地域スポーツクラブの育成支援とあるが、市は具体的に何をするのか。（教育総務部長 答弁）

具体的には、設立に際しての相談や設立の手続きに際して必要な創設支援クラブ推薦書を証明すること、そして毎年度終了後、総合型地域スポーツクラブ概要調査票により活動状況を確認し、埼玉県に報告している。

【再質問】学校開放を含め、AEDの屋外施設利用者への周知と対応について（教育総務部長 答弁）

学校開放施設については、校舎内がAEDの設置場所であることやAEDの使用についての注意事項を学校開放委員会を通じ、各利用チームに周知しているところであるが、再度、周知できるよう働きかけをしていきたいと考えている。屋外施設へのAEDの設置については、管理方法や設置場所に工夫が必要なところもあるので、関係者の意見を聞いて検討していきたいと考えている。

【再質問】熱中症の搬送者数の推移(3年間)と熱中症の予防、応急処置の研修、指導体制の現状について（教育総務部長 答弁）

運動競技中の熱中症の搬送者数を消防本部に確認したところ、平成23年度は10人、平成24年度7人、平成25年度は9月10日現在で13人となっている。熱中症の予防、応急処置の研修、指導体制の現状については、AED講習会の中で行っているほか、スポーツ講演会で熱中症をテーマとしたことがあった。また、ここ数年猛暑が続いていることから、チームの対応も進み、また大会の打ち合わせ時や開会式において競技役員がしっかりと注意を促している。

◆伊藤 美佐子 議員

1 市民の命を守る対策

(1) 子ども安心カードへの取組

- ・公立の保育所・幼稚園・小中学校の子どもたちのアレルギーの実態
- ・各小中学校のガイドラインの徹底、理解はされているのか
- ・小中学校ごとに独自の対応マニュアルは策定されているのか
- ・救急搬送時のスムーズな情報伝達はどのようになされているのか
- ・公立の保育所、幼稚園、小中学校での救急搬送の件数はここ5年間で何件か
- ・教職員の異動、クラス替え、新入生の入学と一番不安な年度初めの時期での情報の共有、伝達はどのようになされているのか
- ・「子ども安心カード」の導入について

市民の命を守る対策 (学校教育部長 答弁)

○公立の保育所・幼稚園・小中学校の子どもたちのアレルギーの実態

平成25年度、食物アレルギーを持つ子どもの数は、保育所58人、幼稚園2人、小学校484人、中学校326人である。食物アレルギーの主な原因物質としては、鶏卵、牛乳、そばなどが、主な原因物質としてあげられている。

○各小中学校のガイドラインの徹底、理解はされているのか

日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び埼玉県教育委員会発行の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」などや、平成20年5月の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」、平成25年7月の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの作成について」などの通知を基に、各学校においては校内研修を行い、全教職員が対応できるよう努めている。

○小中学校ごとに独自の対応マニュアルは策定されているのか

各学校では、上尾市教育委員会発行の「学校保健の手引き」や日本学校保健会、埼玉県教育委員会が作成したガイドラインを基に、アレルギーを持つ児童生徒への「対応マニュアル」を作成するよう指示した。今年度中に全ての小・中学校で作成する予定である。

○救急搬送時のスムーズな情報伝達はどのようになされているのか

乳幼児・児童・生徒の緊急搬送時には、保育所では、保育士や看護師が、幼稚園、小・中学校では、養護教諭など教職員が付添い、健康状態や、かかりつけ医療機関等を記録した『健康記録簿』、『保健調査票』、『健康手帳』などを所持し、救急隊員に正確で迅速な情報提供を行っている。

○公立の保育所、幼稚園、小中学校での救急搬送の件数はここ5年間で何件か

登下校の交通事故等も含め、救急搬送した件数は、保育所1件、幼稚園1件、小・中学校116件であった。うち、食物アレルギーによる搬送件数としては、保育所、幼稚園0件、小・中学校については、2件であった。

○教職員の異動、クラス替え、新入生の入学と一番不安な年度初めの時期での情報の共有、伝達はどのようになされているのか

年度当初に更新した『保健調査票』などを基に、食物アレルギーをはじめ、児童生徒の配慮すべき事項の引き継ぎを行い、情報を共有している。

○「子ども安心カード」の導入について

保育所で使用している『健康記録簿』や幼稚園、小・中学校で使用している『保健調査票』や『健康手帳』を定期的に更新することにより、アレルギー疾患をはじめとした医療情報を管理しているため、これを活用し、先ほど申し上げたが、救急搬送の際に、速やかに医療情報を提供できる体制を整えている。従って、新たなカードの導入は、現在、考えていない。

【再質問】上尾市の給食における食物アレルギーの事故防止について（学校教育部長 答弁）

学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議の中間報告には、「再発防止に向けた具体的取組」が大きく3点、「ガイドラインの活用」、「研修」、「学校給食における対応」が記載されている。上尾市教育委員会では、昨年12月末に起きました東京都調布市の事故を受けて、1月から3月にかけて「学校保健の手引き」を改訂した。3月に、養護教諭対象に「学校保健の手引き」の内容の説明と、学校医代表によるエピペンの使用についての講義と実習を行った。その後、4月の校長・教頭会議や保健・給食に携わる教職員を構成員とする委員会や部会において、「学校保健の手引き」やDVD「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」を活用した、校内研修を行い、全教職員に周知するよう指示した。さらに、7月には「学校給食における対応」の見直しとともに、マニュアルの作成を指示したところである。

【再質問】エピペンの使用についての連携について（学校教育部長 答弁）

現在、保育所、幼稚園ではエピペンを持参したいという要望はない。しかし、緊急の対応が求められることも考えられるので、看護師などが県主催の研修会に参加し、エピペンの適切な使用方法などを学び、職員に周知を図っている。小・中学校においては、学校医代表による講習会で、養護教諭を対象にして、エピペンの使用に関する研修を行った。また、エピペンを持参している児童生徒が在籍する学校では、保護者・主治医と連携し、校内研修を行い、全教職員が共通認識の基、対応できるよう体制を整えている。